

第209期 決算公告

2021年6月29日

三重県四日市市西新地7番8号
株式会社三十三銀行
(旧株式会社三重銀行)
取締役頭取 渡辺 三憲

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	217,843	預 金	1,800,840
コールローン及び買入手形	885	譲 渡 性 預 金	77,002
買入金銭債権	2,301	借 用 金	93,046
商品有価証券	60	外 国 為 替	18
有価証券	363,992	そ の 他 負 債	17,204
貸 出 金	1,463,212	賞 与 引 当 金	546
外 国 為 替	2,448	退 職 給 付 に 係 る 負 債	43
そ の 他 資 産	61,096	執 行 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	110
有 形 固 定 資 産	10,622	株 式 給 付 引 当 金	85
建 物	5,000	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	119
土 地	3,104	繰 延 税 金 負 債	3,287
建 設 仮 勘 定	678	支 払 承 諾	10,953
その他の有形固定資産	1,839	負 債 の 部 合 計	2,003,259
無 形 固 定 資 産	4,652	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,377	資 本 金	15,295
ソフトウェア仮勘定	3,093	資 本 剰 余 金	11,272
その他の無形固定資産	181	利 益 剰 余 金	82,738
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,940	株 主 資 本 合 計	109,306
繰 延 税 金 資 産	294	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,515
支 払 承 諾 見 返	10,953	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 37
貸 倒 引 当 金	△ 13,905	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	973
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	16,451
		非 支 配 株 主 持 分	383
		純 資 産 の 部 合 計	126,140
資 産 の 部 合 計	2,129,400	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,129,400

連結損益計算書

2020年4月 1日から

2021年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		43,086
資 金 運 用 収 益	17,119	
貸 出 金 利 息	13,933	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,054	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	3	
預 け 金 利 息	99	
そ の 他 の 受 入 利 息	28	
役 務 取 引 等 収 益	7,382	
そ の 他 業 務 収 益	1,396	
そ の 他 経 常 収 益	17,188	
償 却 債 権 取 立 益	0	
そ の 他 の 経 常 収 益	17,188	
経 常 費 用		38,228
資 金 調 達 費 用	402	
預 金 利 息	287	
譲 渡 性 預 金 利 息	5	
借 用 金 利 息	72	
そ の 他 の 支 払 利 息	37	
役 務 取 引 等 費 用	1,545	
そ の 他 業 務 費 用	791	
営 業 経 費	19,818	
そ の 他 経 常 費 用	15,670	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,564	
そ の 他 の 経 常 費 用	9,106	
経 常 利 益		4,857
特 別 利 益		1
固 定 資 産 処 分 益	1	
特 別 損 失		910
固 定 資 産 処 分 損 失	46	
減 損 損 失	864	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,948
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,697	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,259	
法 人 税 等 合 計		1,437
当 期 純 利 益		2,510
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		18
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,491

連結財務諸表の作成方針

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社

三十三リース株式会社

株式会社三重銀カード

三重銀信用保証株式会社

三重銀コンピュータサービス株式会社

株式会社三十三総研

なお、2021年3月1日付で、三重銀総合リース株式会社は三十三リース株式会社に商号を変更しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ございません。

(5) のれんの償却に関する事項

該当ございません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、判定した債務者区分と債権分類に応じて、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち

ち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員への株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

追加情報

当行は、2021年5月1日付（施行日）で、合併に伴う制度統一の一環として、確定給付企業年金制度を新たな確定給付企業年金制度へ移行するとともに、退職一時金制度を確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号2007年2月7日）を適用しております。新たな確定給付企業年金制度への移行に伴い発生する過去勤務費用については、当連結会計年度の改訂日（従業員に周知された日）から、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理することとしております。なお、本移行による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

重要な後発事象

追加情報に記載しております、退職一時金制度を確定拠出年金制度へ移行する部分については、退職給付制度一部終了の処理を翌連結会計年度に行う予定であります。なお、本移行による翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建の資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(14) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額 貸倒引当金 13,905百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお、貸倒引当金算定にあたり、見積りの要素となる債務者区分は、債務者の財務情報等の定量的な情報に加え、将来の業績見通しやキャッシュ・フローの状況等の定性的な要因に関連する情報も勘案して判定しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しやキャッシュ・フローの状況」であり、特に事業性貸出先については、各債務者の収益獲得能力や債務償還能力、経営改善計画の内容や進捗状況等を踏まえ、個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、今後1年程度継続するものと想定しております。一部の業種等への影響については、個別の債務者における直近の業績や資金繰り状況を考慮して、自己査定結果に基づき貸倒引当金を計上しておりますが、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態には至らないという仮定を置いております。

③ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化や新型コロナウイルス感染症拡大を含む経済環境の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,056百万円、延滞債権額は24,675百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は146百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は954百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,833百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,613百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、4,024百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 92,400百万円
担保資産に対応する債務
預金 6,559百万円
借入金 75,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券5,919百万円及びその他資産277百万円を差し入れております。
また、その他資産には、金融商品等差入担保金3,679百万円、中央清算機関差入証拠金15,000百万円及び敷金・保証金992百万円が含まれております。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、298,377百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの240,618百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握

し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 18,809百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 678百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は21,517百万円であります。
12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、7.98%であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益6,957百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損375百万円を含んでおります。
3. 「減損損失」は、移転、廃止の決定及び営業キャッシュ・フローの低下がみられる営業用店舗等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

地域	主な用途	種類	減損損失
三重県内	営業用店舗等14か所	土地、建物及び その他の有形固定資産等	711百万円
		（うち土地	277百万円）
		（うち建物	158百万円）
		（うちその他の有形固定資産等	275百万円）
三重県外	営業用店舗4か所	土地、建物及び その他の有形固定資産等	153百万円
		（うち土地	55百万円）
		（うち建物	41百万円）
		（うちその他の有形固定資産等	56百万円）
合 計			864百万円
			（うち土地 332百万円）
			（うち建物 200百万円）
			（うちその他の有形固定資産等 331百万円）

当行は、営業用店舗については、店舗単位のキャッシュ・フローが相互補完的であるエリア単位で、移転、廃止予定資産及び遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、寮、社宅等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社については、各社を一つのグループとして、各社毎にグルーピングしております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

2. 包括利益 4,368百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは貸出業務、預金業務、有価証券投資業務等の銀行業務を中核業務と位置づけております。これらの業務を行うため、市場の状況や長期・短期のバランス等を考慮したうえで、必要に応じて借入金等による資金調達も行ってまいります。

当行グループでは、これらの業務に係る様々なリスクを総体的に把握するため、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、デリバティブ取引によるリスクヘッジを適宜実施する等、リスクが自己資本に照らして質・量ともに適切な水準となるようコントロールし、経営の健全性の確保に努めてまいります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の財務状況の悪化等により、貸出金の元本や利息の回収が困難となる信用リスクに晒されております。また、債券、株式、投資信託等の有価証券を保有しており、金利、為替、株価等の市場価格の変動により、資産価値が減少する市場リスクや、発行体の財務状況の悪化等により、元本の償還やクーポンの受取りが困難となる信用リスクに晒されております。

一方、当行グループが保有する金融負債は、預金や借入金等であり、貸出金等の金融資産の運用金利とこれらの調達金利との金利差が、市場金利の変動により縮小し、当行グループの業績に悪影響を与える金利リスクに晒されております。そのほか、資金調達に係るリスクとして、市場環境の悪化等により、必要な資金が確保できず、資金繰りが悪化する流動性リスクがあります。

デリバティブ取引には金利スワップ取引があります。当行グループでは、金利スワップ取引を貸出金に係る金利リスクに対するヘッジ手段として、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象である貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引双方の理論価格の算定に影響を与える市場金利の変動幅の累計を比較し、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、取締役会において決定された「リスク管理規定」、及び「信用リスク管理に関する基本方針」等に基づき、貸出金に対する信用リスクを管理しております。具体的には、審査部において、クレジット・ポリシーに基づき、大口与信案件、与信残高、貸出金利、倒産・延滞状況等について経営陣に報告し、与信ポートフォリオ管理を行っております。また、大口与信先に対する与信管理を厳正に行うため、一定の金額(クレジットライン)を設定し、クレジットラインを超える大口与信先に対しては、定期的に経営陣が関与して与信方針を見直しております。与信構成比率の高い特定の業種については、「業種別ウォッチ額」を設定し、ウォッチ額と毎月末の業種別残高を比較すること等により、業種集中管理を行っております。さらに、監査部において、自己査定や償却・引当状況の監査を行っており、適切な与信管理に努めてまいります。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価を定期的に把握するとともに、信用度に応じて限度額を設定し、リスクの集中を回避しております。

② 市場リスクの管理

イ. 金利リスクの管理

当行グループは、取締役会において決定された「リスク管理規定」、及び「金利リスク管理に関する基本方針」等に基づき、リスク管理会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等を適宜協議しております。具体的には、総合企画部において、金融資産及び金融負債の運用、調達金利や期間を把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等を行っており、定期的に経営陣に報告しております。なお、貸出金に係る金利リスクをコントロールするために金利スワップ取引を行っております。

ロ. 為替リスクの管理

当行グループは、取締役会において決定された「リスク管理規定」、及び「市場リスク管理に関する基本方針」等に基づき、為替リスクを管理しております。具体的には、直先総合持高の極度額を設定し、市場金融部において日次での遵守状況の確認等ポジション管理を行っております。なお、直先総合持高の極度額の遵守状況については、定期的に経営陣に報告しております。

ハ. 価格変動リスクの管理

当行グループは、取締役会において決定された「リスク管理規定」、及び「市場リスク管理に関する基本方針」等に基づき、有価証券に係る価格変動リスクを管理しております。具体的には、有

価証券への投資について、価格変動リスクに関する各種極度額を設定し、市場金融部において日次での遵守状況を確認し、適切なポートフォリオの構築に努めております。なお、各種極度額の遵守状況については、定期的に経営陣に報告しております。

ニ. デリバティブ取引

当行グループは、取締役会において決定された「リスク管理規定」、及び「市場リスク管理に関する基本方針」等に基づき、デリバティブ取引によって生じる市場リスクを管理しております。具体的には、市場リスクに関する各種極度額を設定し、市場金融部において日次での遵守状況を確認しております。なお、各種極度額の遵守状況については、定期的に経営陣に報告しております。

ホ. 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、市場リスクを抱える主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「譲渡性預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」であります。これらの市場リスクについては、VaR（予想最大損失額）による定量化（保有期間 債券60営業日、純投資株式60営業日、政策投資株式120営業日、投資信託60営業日、預貸金等240営業日、対顧客デリバティブ取引60営業日、信頼区間99%、観測期間5年）を行っております。2021年3月31日現在のVaRは、全体で11,726百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益との比較等によるバック・テストを実行し、使用しているVaRモデルが適正に市場リスクを算出していることを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、取締役会において決定された「リスク管理規定」、及び「流動性リスク管理に関する基本方針」等に基づき、流動性リスクを管理しています。具体的には、LCR（流動性カバレッジ比率）の最低確保額を設定し、その遵守状況をモニタリングしております。また、万一の資金逼迫時を想定し、緊急事態にも金融市場においていつでも資金調達ができる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	217,843	217,843	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,000	4,967	△ 32
その他有価証券	356,850	356,850	—
(3) 貸出金	1,463,212		
貸倒引当金（*1）	△ 12,859		
	1,450,352	1,457,545	7,192
資産計	2,030,046	2,037,207	7,160
(1) 預金	1,800,840	1,800,849	9
(2) 譲渡性預金	77,002	77,002	—
(3) 借入金	93,046	92,967	△ 78
負債計	1,970,888	1,970,819	△ 68
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,357	4,357	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	(53)	(53)	—
デリバティブ取引計	4,304	4,304	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3） ヘッジ対象である貸出金のキャッシュ・フローの変動化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップであり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）を適用しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

預け金については、満期のないもの又は預入期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は内部格付に基づく区分ごとに、元利金及び保証料の合計額を同様の取引を行った場合に想定される利率及び保証料率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

（3）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるもので要管理先に対するもの以外のものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。要管理先に対するもの及び固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価

は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金の種類ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を基礎として算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ・金利キャップ・金利スワップション）、通貨関連取引（通貨スワップ・先物外国為替・通貨オプション）であり、割引現在価値、オプション価格計算モデル等により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	694
②組合出資金(*2)	1,447
合 計	2,141

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2021年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△ 0

2. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,000	4,967	△ 32
	外国債券	5,000	4,967	△ 32
	その他	—	—	—
	小計	5,000	4,967	△ 32
合計		5,000	4,967	△ 32

3. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	34,190	12,740	21,449
	債券	127,706	126,560	1,146
	国債	20,509	20,159	350
	地方債	50,091	49,800	291
	短期社債	—	—	—
	社債	57,104	56,599	504
	その他	73,820	69,697	4,122
	外国債券	43,539	41,282	2,257
	その他	30,280	28,415	1,864
	小計	235,716	208,998	26,717
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えない もの	株式	931	1,051	△ 120
	債券	53,856	54,650	△ 793
	国債	34,427	35,049	△ 622
	地方債	11,479	11,514	△ 34
	短期社債	—	—	—
	社債	7,950	8,086	△ 136
	その他	66,346	69,910	△ 3,564
	外国債券	25,035	25,721	△ 686
	その他	41,310	44,188	△ 2,877
小計	121,134	125,612	△ 4,478	
合計		356,850	334,611	22,239

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	10,486	4,759	148
債券	1,301	12	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	1,301	12	—
その他	12,870	2,334	556
外国債券	2,098	19	—
その他	10,771	2,315	556
合 計	24,658	7,106	704

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、461百万円（その他）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて、30%以上下落したものを「著しく下落した」とし、そのうち50%以上下落したものは原則全額、30%以上50%未満下落したものは、回復可能性があるものと認められるもの以外について減損処理を行っております。市場価格のない株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、原則実質価額まで減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

該当ございません。

（賃貸等不動産関係）

該当ございません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 9,342円 4銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 185円11銭

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当行による子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
三重銀コンピュータサービス株式会社	コンピュータシステム開発・運行業
三十三リース株式会社	リース業
株式会社三重銀カード	クレジットカード業

(2) 企業結合日

結合当事企業の名称	企業結合日
三重銀コンピュータサービス株式会社	2020年5月29日
三十三リース株式会社	2020年7月31日
株式会社三重銀カード	2020年7月31日

(3) 企業結合の法的形式

連結される子会社からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

資本構成見直しによるグループ経営のガバナンスの強化を目的として、連結される子会社が保有する株式を取得したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

当行の取得原価は普通株式の取得価額944百万円ですが、連結会社相互間の取引であり、全額を相殺消去しております。

4. 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

該当ございません。

(重要な後発事象)

(当行の合併)

当行と株式会社第三銀行（以下、「第三銀行」といい、当行と第三銀行を総称して「両行」という。）は、2021年2月9日開催の臨時株主総会における合併契約の承認決議に基づき、2021年5月1日付で合併及び存続会社の商号変更を行っております。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称：第三銀行

事業の内容：銀行業

(吸収合併消滅会社)

名称：三重銀行

事業の内容：銀行業

(2) 企業結合日

2021年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

第三銀行を吸収合併存続会社、当行を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社三十三銀行

(5) その他取引の概要に関する事項

本件合併は、これまで培ってきた両行の「強み」を完全に融合し、金融仲介機能を高度化させることで、より一層地域経済に貢献できる「質の高い地域 No. 1 銀行」を目指すとともに、合併シナジー効果を最大限に発揮し、経営の効率化を図ることで、強固な経営基盤を構築することを目的としております。

また、役職員が活躍できる機会の拡大を図ることで、一人ひとりのモチベーションを高めるとともに、新たな企業価値の創造と更なる成長を目指してまいります。

2. 実施予定の会計処理の概要

当行及び第三銀行は、株式会社三十三フィナンシャルグループの完全子会社であり、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定であります。